

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田 直範 様

石狩市長 加藤 龍幸



新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業「ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給事業」実施に伴うひとり親医療費・児童扶養手当・生活保護データの利用及び提供について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業「ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給事業」は、内閣府地方創生推進室所管の「新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金」（令和2年4月7日閣議決定）を活用し、石狩市が「新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、経済的に厳しい状況下にあるひとり親世帯に対し、地場産品である石狩産米を支給し、経済支援及び子の健全な育成のための食事支援を行うこと」を目的として、「ひとり親家庭等医療受給世帯及び児童扶養手当を受給している生活保護世帯」を対象とし、「対象世帯1世帯当たり1回10kgの石狩産米を2回支給」することを、令和2年5月15日開催の令和2年第2回石狩市議会臨時会において可決したものです。

本支給事務の実施にあたっては、実施主体である石狩市保健福祉部子ども相談センターが支給対象者を抽出するために、石狩市保健福祉部子ども家庭課が保有する「ひとり親家庭等医療」及び「児童扶養手当」のデータと石狩市保健福祉部福祉総務課が保有する「生活保護」のデータの利用と、支給品の送付等の業務を委託する外部事業者への送付先データの提供が必要であり、「ひとり親家庭等医療」、「児童扶養手当」及び「生活保護」データの目的外利用及び提供に関して、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

- 1 個人情報の目的外利用の内容（ひとり親家庭等医療、児童扶養手当、及び生活保護情報）
別紙
- 2 個人情報の外部提供の内容（ひとり親家庭等医療、児童扶養手当、及び生活保護情報）
別紙

（保健福祉部子ども相談センター）

別紙

1 個人情報の目的外利用の内容（ひとり親家庭等医療、児童扶養手当、及び生活保護情報）

支給対象者

ひとり親家庭等医療受給世帯 及び 児童扶養手当を受給している生活保護世帯

ひとり親家庭等医療受給情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号、世帯番号
2	氏名	
3	住所	
4	生年月日	
5	電話番号	固定電話・携帯電話
6	郵便番号	

児童扶養手当受給情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号
2	氏名	
3	住所	
4	生年月日	
5	電話番号	固定電話・携帯電話
6	郵便番号	

生活保護受給情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号
2	氏名	
3	住所	
4	生年月日	

5	電話番号	固定電話・携帯電話
6	郵便番号	

2 個人情報の外部提供の内容（ひとり親家庭等医療、児童扶養手当、及び生活保護情報）

抽出された支給対象者の送付先（宛名）

NO	日本語項目名	備考
1	受給者氏名	
2	受給者住所	
3	受給者郵便番号	
4		
5		
6		

令和2年5月27日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範



令和2年5月21日付け石子相談第105号をもって諮問のありました、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業『ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支給事業』実施に伴うひとり親医療費・児童扶養手当・生活保護データの利用及び提供について」を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します（付帯意見あり）。

【付帯意見】

個人情報の取得・提供は事務手続上必要最小限とし、取得・提供された個人情報データは媒体を問わず、石狩市個人情報保護条例及び秘密保持契約で定める処理を徹底してください。